

長崎県公立高等学校生徒通学費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の定めるところにより、公立高等学校生徒の通学費を負担している保護者に対し、長崎県公立高等学校生徒通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件全てに該当する生徒の保護者とする。

(1) 県内に居住し、長崎県公立高等学校に通学する者

(2) 全日制の課程における普通科の生徒については、長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第1号）第2条又は第2条の2に定められた地区に居住し、かつ、当該地区の公立高等学校に通学する者

(3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法第18号）に基づく就学支援金、若しくは長崎県高等学校学び直し支援金（以下「就学支援金」という。）の受給要件を満たす者、又は長崎県立高等学校授業料等の減免等に関する取扱要領第2条の各号の一に該当し、授業料の全額免除となる者。ただし、生活保護（生業扶助）を受給している者は、本補助金の対象とならない。

(4) 通学費にかかる他の公的補助金または助成金等を受給していない者

2 補助金の交付の対象となる要件の詳細、通学に要する経費及びその補助率等は、別表のとおりとする。

3 前項の通学に要する経費の算出は、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法（鉄道、バス、船等）による運賃の額によるものとする。

4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する経費を対象とする。

(補助金の申請)

第3条 規則第22条の規定により、規則第4条の規定にかかわらず補助金交付申請書は、通学費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）によるものとし、県立高等学校の生徒の保護者にあつては、当該学校の校長に、市立高等学校の生徒の保護者にあつては、知事に申請するものとする。

2 前条における申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、就学支援金申請及び収入状況届出時に提出している場合は、省略することができる。

- (1) 親権者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額（以下「課税額等」という。）がわかる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

（変更交付申請）

第4条 住居の変更及び転学等の事由により補助金の額に変更が生じる場合は、通学費補助金変更交付申請書（様式第2号）によるものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1項に掲げる条件を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 別表に掲げる対象区分に変更が生じた場合

（補助金の交付）

第6条 補助金は概算払により交付することができる。

（交付手続の特例）

第7条 規則第21条の規定により、規則第13条に規定する実績報告書の提出及び規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略するものとする。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この実施要綱は、平成30年度の入学者から適用する。

附 則

（適用）

この実施要綱は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

（適用）

- 1 この実施要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この実施要綱は、平成29年度以前の入学者を含むすべての者に適用する。

附 則

（適用）

この実施要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

長崎県公立高等学校（全日制または定時制）に通学している生徒の保護者のうち、以下の要件を満たすもの

	対象者	対象経費（月額）	補助率等
1	親権者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円（非課税）である者	生徒の通学に要する運賃	左の該当者で控除基本額を超える金額の10/10の額
2	就学支援金の受給要件を満たす場合又は授業料の全額免除となる者（上記1を除く）	生徒の通学に要する運賃（ただし、1ヶ月相当額が30,000円未満の場合を除く。）	左の該当者で控除基本額を超える金額の1/2の額

（注1）親権者等とは、長崎県公立高等学校等就学支援金における親権者等の定義に準ずる者とする。

（注2）親権者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円（非課税）である者とは、生活保護受給世帯で生業扶助を受給している者を除く。

（注3）控除基本額については県教育委員会が別に定めるものとする。

（注4）定時制高等学校の生徒で事業所等に勤務している者のうち、自宅、勤務地及び学校間の通勤・通学の経路を有する者の補助額等については、通学通勤に要する交通費から勤務する事業所から支給される交通費を控除した金額を上表の「通学に要する経費」とする。

（注5）補助額に100円未満の端数が生じた場合は、切捨てるものとする。